

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり、電極棒代金の未払により生じた損害について和解し、賠償する。

平成24年10月22日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁長雄志

- 1 件名 電極棒の代金未払いについて
- 2 当事者 甲 那覇市・南風原町環境施設組合
乙 株式会社 極東商会
- 3 和解事項
 - (1) 甲は、乙に対し損害賠償金として2,205,000円の支払義務があることを認める。
 - (2) 甲は、乙より請求のあった日から30日以内に、前項の金員を乙に支払うものとする。
 - (3) 上記和解事項以外に双方に何らの債権債務のないことを確認する。

(提案理由)

平成23年3月28日に納品された電極棒の未払代金相当額を賠償金として、業者と和解し支払うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出する。

平成24年10月22日

同意

那覇市・南風原町環境施設組合 議会議長 與儀實司

那覇市・南風原町環境施設組合
議会議長印

和解契約書（案）

次のとおり電極棒の代金未払いについて、那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と株式会社 極東商会（以下「乙」という。）とは、和解する。

第1条 乙が納品した電極棒は、甲の担当職員が適正な契約事務手続きを経ずに口頭にて乙に納品を依頼し、乙は甲の内部事情を知らずに平成23年3月28日に納品したものである。

第2条 電極棒の納品及び請求に至る乙の行為については、乙に故意又は重大な過失等はないこと。

第3条 乙が甲の倉庫に納品した電極棒60本の代金は、未払いの状態にあり、乙に代金相当額の損害が発生している。

第4条 甲は、乙に対し電極棒の損害賠償金として2,205,000円の支払義務があることを認める。

第5条 甲は、乙より請求のあった日から30日以内に、前条の金員を乙に支払うものとする。

第6条 甲と乙とは、本和解条項に定めるほか、双方になんらの債権債務のないことを確認する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

乙 東京都台東区上野2-11-12
株式会社 極東商会
取締役社長 水澤 亮